

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、母子保健関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

令和1年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健法に関する事務			
②事務の概要	本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児、乳幼児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行うものである。 1 母子保健法による保健指導 2 新生児、乳幼児の訪問指導 3 健康診査 4 妊娠の届出による母子健康手帳の交付 5 妊産婦の訪問指導 6 低体重児等の届出による未熟児の訪問指導 本市は母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 本人、保護者(扶養義務者)及び世帯員の確認 2 妊娠の届出による妊産婦健康管理台帳(妊娠時情報、母子健康手帳の交付状況、健診受診記録、指導記録)の作成 3 出生届による乳幼児健康管理台帳(出生時情報、健診記録、指導記録)の作成 4 健康診査の案内の通知 5 保健指導、訪問指導のための連絡			
③システムの名称	・e-AFFECT健康管理システム ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
母子保健情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第49項並びに母子保健法第10条等 1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の49の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条第1号から第8号及び第11号			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)及び「母子保健法による健康診査に関する情報」であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条第8項及び第38条の3 2 情報照会の根拠 (1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二における第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)及び「母子保健法による健康診査に関する情報」であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条第8項及び第38条の3			

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八女市健康福祉部健康推進課 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1352 メールアドレス:kenkosuishin@city.yame.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]